

令和4年度第3回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和4年5月16日

担当部・課：建設部住宅課〔内線5753〕

① 件名	石巻市営住宅における優先入居要件の追加について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和4年1月25日、国土交通省より、配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という）に対する支援のため、公営住宅への入居の取り扱い等に関して、優先入居の要件を追加する旨の通知があった。</p> <p>【目的】 国土交通省の通知に基づき石巻市営住宅条例に同様の措置を講ずることにより、DV被害者の居住の安定を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 公営住宅法（昭和26年法律第19号） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 3 安全安心な公営住宅を提供する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和4年1月 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について、国土交通省住宅局長より通知（令和4年1月25日改正）
⑤ 主な内容	<p>石巻市営住宅条例の一部改正を以下のとおり行う。</p> <p>1 市営住宅への優先入居を認められるDV被害者の要件について下記の項目を追加する。</p> <p>(1) 婦人保護施設における保護や、母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 婦人相談所等（市町村における配偶者暴力相談支援担当部署も含む）による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 入居制度の見直しによりDV被害者の居住の安定が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>宮城県：令和4年第2回定例会上程予定 東松島市、女川町：今後改正予定</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案（公布の日から施行）
⑨ その他	